

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	島根県浜田市

浜田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 浜田市 産業経済部 農林振興課 林業畜産係
所在地 浜田市殿町 1 番地
電話番号 0855-25-9510
FAX番号 0855-23-4040
メールアドレス nourin@city.hamada.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	① イノシシ ② ニホンザル ③ ニホンジカ ④ ヌートリア ⑤ アライグマ ⑥ ツキノワグマ ⑦ カラス ⑧ カワウ ⑨ スズメ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	島根県浜田市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稲	5,657千円	3.98ha
ニホンザル	野菜	家庭菜園での被害報告のため不明	
ニホンジカ	ヒノキ	37千円	0.01ha
ヌートリア	水稲	家庭菜園での被害報告のため不明	
アライグマ	果樹(ブルーベリー)・野菜	家庭菜園での被害報告のため不明	
ツキノワグマ	果樹(ナシ・ブドウ・クリ)	1,891千円	0.73ha
カラス	果樹	家庭菜園での被害報告のため不明	
カワウ	アユ・ウナギ	被害量の把握が困難のため不明	
スズメ	水稲	20千円	0.01ha

(2) 被害の傾向

① イノシシ													
(ア) 被害発生時期及び区域													
品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稲					←		→						市全域
野菜	←								→				市全域
果樹					←		→						市全域
その他	←											→	市全域
(イ) 被害状況													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の農地や集落単位で防護柵を設置したことで一定の効果は認められたが、生息区域の拡大に伴い、これまで被害が無かった地域や対策が遅れている地域で新たな被害が発生しており、農作物被害は横ばいで推移している。 ・ 家庭菜園における野菜被害の報告は多数あるが、いずれも小規模な被害であり、被害金額及び面積の把握は困難である(イノシシ以外の鳥獣による被害についても同様)。 ・ 畑、水田畦畔、民家周辺や道路の法面等で、掘り起こし被害が多発している。 													
(ウ) 生息区域													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全域に生息している。 ・ 人の生活圏においても、日中から出没している。 													

② ニホンザル

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
野菜	←											→	市全域
果樹				←				→					市全域

(イ) 被害状況

- 令和3年度からは約20頭の群れが市街地周辺（浜田地域東部の国府地区、西部の周布及び長浜地区）に定着し、家庭菜園を中心とした被害が多く発生した。
- 令和4年度に多頭捕獲を実施した結果、群れは縮小したものの、1頭～4頭の残ったサルが出没し、家庭菜園の野菜等に小規模な被害が発生している。

春 タマネギ・ジャガイモ等

夏 キュウリ・トマト・スイカ・トウモロコシ・モモ等

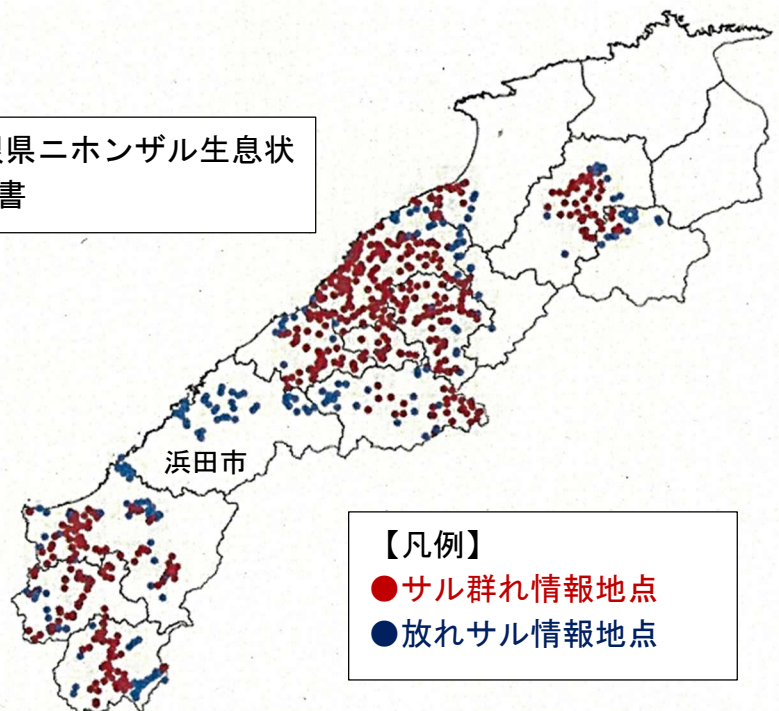
秋 サツマイモ・大豆等

冬 シイタケ

(ウ) 生息区域

- 『令和6年度島根県ニホンザル生息状況調査』によると、浜田市内において、群れは確認されていない。ただし、放れザルは市内全域で確認されている。

※引用 令和6年度島根県ニホンザル生息状況調査に関する業務報告書



【凡例】

●サル群れ情報地点

●放れサル情報地点

③ ニホンジカ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
野菜	←											→	市全域
植栽木	←											→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ 市内全域で小規模ながら植栽木の食害や樹皮剥ぎ被害が確認されている。
- ・ 令和2年度に金城町久佐地内のイノシシ対策用防護柵を設置した家庭菜園においてキャベツの被害が発生した。

(ウ) 生息区域

- ・ 『令和6年度島根県ニホンジカ生息状況調査』によると、西中国山地に生息するシカが増加傾向であり、市内全域においても、捕獲数及び目撃数は増加している。特に邑南町境の旭町市木、来尾地区や広島県境周辺の金城町波佐、小国地区では、センサーカメラによる撮影効率が高く、また森林周辺で目撃数や捕獲数が増加している。

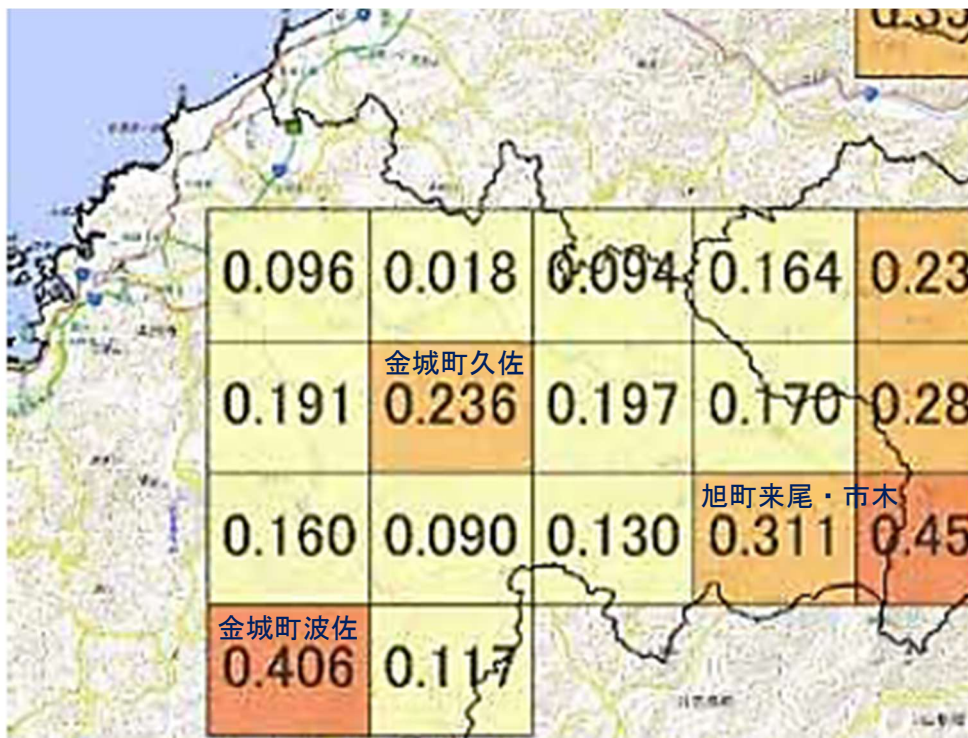


図 5kmメッシュごとのシカ撮影効率 (R6年8月～11月調査)
 ※引用 令和6年度都道府県活動支援事業業務(シカ生息状況調査)報告書

④ ノートリア

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稲			←	→									市全域
野菜	←											→	市全域
その他	←											→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ 主に収穫直前の水稲や野菜の被害、河川堤防や水路の損壊被害が確認されている。過去の被害として、令和4年度の農業共済にて出穂後の水稲の地際部からの切断被害(0.14ha、81千円)が確認されている。

(ウ) 生息区域

- ・ 平成 17 年頃に江の川流域から浜田市東部へ徐々に生息区域が拡大し、現在は市内全域に生息域が拡大し、河川流域や農業用水路、ため池等において目撃情報及び捕獲実績がある。

⑤ アライグマ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
野菜			←			→							市全域
果樹			←			→							市全域
その他	←											→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ 果樹園でブドウ、ブルーベリー、家庭菜園のスイカ、トウモロコシへの小規模な被害が確認されている。
- ・ 金魚や錦鯉、メダカの捕食被害が報告されている。
- ・ 住宅の屋根裏への侵入に伴う糞尿被害や天井板の破損等、生活環境への被害も発生している。

(ウ) 生息区域

- ・ 浜田市では、平成 28 年度に三隅町で初めて捕獲され、現在は市内全域に生息域が拡大して、捕獲頭数は年々増加傾向にあり、生息頭数は増えていると考えられる。

⑥ ツキノワグマ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
果樹			←					→					市全域
堅果類						←		→					市全域
蜜胴			←									→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ 初夏から秋にかけて、モモ、ビワ、ナシ、クリ、カキ等の果樹の食害や枝折れ被害が市内全域で発生している。
- ・ 蜜胴については、夏から秋にかけて被害が発生している。
- ・ 近年では、秋の出穂期から収穫期にかけて、稲穂やソバの実の食害も報告されている。
- ・ 令和 6 年度においては、三隅町岡見地区で散歩中の住民がカキの木に登っていたツキノワグマと遭遇し、人身被害が発生した。

(ウ) 生息区域

- ・ 島根県を含む西中国山地のツキノワグマの生息頭数は、令和 2 年度 3 県合同生息状況調査により 767~1,946 頭（中央値 1,307 頭）と推定されている。
- ・ 浜田市の山間部は全域がツキノワグマの生息域である。特に近年の出没の特徴としては、山林が沿岸部まで連続していることから、山を經由して、市街地近辺への出没が増加している。また、生ごみや野菜クズ、カキやクリ等の放任果

樹などの誘引物が原因で人家周辺や市街地に出没している。

- ・ ツキノワグマの出没件数は、令和4年度は132件、令和5年度は191件、令和6年度は338件で過去最多となっている。

⑦ カラス

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
果樹			←						→				市全域
その他	←											→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ ビワ、カキ等の果樹の食害が発生している。
- ・ 穀類においては、収穫期のみでなく2番穂・植え付け直後の被害も確認されている。
- ・ ビニールハウスなど農業施設の損壊も発生している。
- ・ 地域のごみ集積所での生ごみが散乱する被害を多数確認している。

(ウ) 生息区域

- ・ 市内全域の人の生活圏に近い場所や、畜産施設、果樹園等で確認されている。
- ・ 生ごみや野菜クズ、放任果樹等による意図しない誘引により、人慣れが進行し、人の生活圏内がカラスの餌場になっている。

⑧ カワウ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
溪流魚	←											→	市全域

(イ) 被害状況

- ・ 河川（主に八戸川・周布川・三隅川）において、アユ、ウナギ等の捕食被害が確認されている。

(ウ) 生息区域

- ・ 生息区域としては、八戸川・周布川・三隅川流域にコロニー（定着集団）、ルースト（ねぐら）を形成し生息している。

⑨ スズメ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
溪流魚			←				→						市全域

(イ) 被害状況

- ・ スズメによる水稻の被害を中心に市内の広範囲で小規模な被害が発生している中、令和6年9月に初めて農業共済による被害発生を確認した。

(ウ) 生息区域

- ・ 市内全域に生息している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ	5,657千円	3.98ha	3,960千円	2.79ha
ニホンジカ	37千円	0.01ha	26千円	0.01ha
ツキノワグマ	1,891千円	0.727ha	1,324千円	0.51ha
スズメ	20千円	0.01ha	14千円	0.01ha
計	7,605千円	4.727ha	5,324千円	3.32ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの鳥獣の目撃及び被害報告を受けたときは、直ちに浜田市有害鳥獣捕獲班（以下、「捕獲班」という。）に連絡をし、現地調査や捕獲対応を行っている。 ・捕獲班は、浜田市猟友会各支部から推薦された171名（令和7年10月31日現在）で編成している。 ・捕獲班の円滑な捕獲活動を推進するために捕獲補助金を支給している。 <p>《浜田市有害鳥獣捕獲事業補助金 上限単価》</p> <p>イノシシ成獣：10,000円／頭</p> <p>イノシシ幼獣：10,000円／頭</p> <p>ニホンザル：30,000円／頭</p> <p>ニホンジカ成獣：10,000円／頭</p> <p>ニホンジカ幼獣：10,000円／頭</p> <p>ヌートリア：3,000円／頭</p> <p>アライグマ：3,000円／頭</p> <p>その他獣類：1,000円／頭</p> <p>その他鳥類：500円／頭</p> <p>《ハンター保険料負担金》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲活動に伴う不慮の事故等に対応するため、捕獲班に対して傷害（自損）及び賠償責任（対人補償）保険料相当分を助成している。3,000円/人 <p>《緊急出動手当》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲班の高齢化や猟銃所持者の減少等に伴い、担い手不足が懸念される。このため、農業者や地域ぐるみで鳥獣被害対策を行う者に対し、狩猟免許取得を促し、地域が主体的に対策を実施する体制を構築する必要がある。 ・浜田市で生息頭数が増加しているニホンジカや特定外来種、放れザルの被害軽減を図るため、生息状況調査結果を踏まえた計画的な捕獲圧の強化が必要である。また、捕獲経験が不足しており、対象獣の特性理解並びに捕獲技術の向上を図る必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣が、人の生活圏等に出没し緊急に処置しなければならぬ状況下で、痕跡調査、追払い、許可捕獲等を実施するための出動手当 3,000円/人・回 	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の農用地の侵入対策「農作物等獣被害防止対策事業」 ※農用地等を防護柵により囲む場合、資材費の1/2以内を補助する。(最高限度額5万円) ・広域的な侵入防護対策「農林水産省 鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」 ※地域ぐるみの獣害対策に取り組む、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会よりモデル集落として認定を受けた3戸以上の地域及び営農団体が、30a以上の農用地等を広範囲に防護柵を設置する場合に必要な資材を無償提供する。 ・煙火消費保安手帳の交付を受けた一部の農業者や漁協関係者が、動物駆逐用煙火を使用し、ニホンザルやカワウ等の鳥獣の追払いを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の地際対策や電気柵の漏電対策等が適切に実施できていない場所も存在し、防護柵を設置しているにも関わらず、被害が発生している。これらの現状を踏まえて、防護柵の設置方法及び設置後の維持管理の重要性について、周知徹底を図る必要がある。 ・浜田市においてはイノシシ対策用の防護柵の設置が主で、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、特定外来種等新たに侵入してきた鳥獣への対策が進んでいないため、対象獣種に応じた適切な防護柵の設置及び効果的な被害対策手法について住民へ周知する必要がある。 ・防護柵の点検や周辺の除草など設置後は管理をする必要があるが、高齢化や農業者の減少等により人的負担が増加している。 ・ニホンザル等に対する出沒対策に動物駆逐用煙火による追払いが有効であるため、講習を受講させ、従事者を増やす必要がある。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・金城町、旭町の地域ぐるみの鳥獣害対策に取り組む団体等が、強度の間伐等を実施し、野生動物の生息環境や潜み場所の解消を図っている。 ・放任果樹については、県事業「放任果樹等除去事業」を活用し、ツキノワグマ等の出沒、被害が発生している地域内の放任果樹を伐採している。 ・地域ぐるみの鳥獣害対策の取 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地や放棄竹林の増加により、人里と野生鳥獣の生息地である山林の境界が曖昧となってきている ・人里と森林間の藪等の除去により視認性を改善する衝緩帯の設置は、野生動物の心理的に出沒抑制に有効な手段であるものの、財産管理上の調整、金銭負担、地域住民の合意形成が必要となり、整備が進まない状況にある。

	<p>り組みの一環として、「浜田市鳥獣被害防止対策事業」により、放任果樹の伐採、藪の刈り払い、耕作放棄地の解消、野菜クズ、2 番穂の適切な管理等の活動に対する必要な経費を補助している。</p>	<p>・所有者不明の果樹は、所有権の特定、伐採費用の負担等に課題があり、伐採に至らない場合が多い。</p>
--	--	---

(5) 今後の取組方針

浜田市の鳥獣被害は、ツキノワグマによる果樹被害、イノシシ、ヌートリアによる水稲被害、ニホンジカによる林業や家庭菜園の被害、市街地では、放れザルによる家庭菜園の被害、アライグマによる住環境被害が発生し、深刻化している。

被害額は、被害報告の実績として、過去5年間の平均は、7,800千円前後で推移している。その背景には、地域の過疎化・高齢化に伴う担い手不足、捕獲者の減少による加害鳥獣の捕獲圧の低下、ニホンジカや特定外来種等の新たな鳥獣の生息分布域の拡大など、多くの要因が複合的に関連している。

また、鳥獣被害は直接的な農作物被害にとどまらず、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の増加にも発展することが懸念され、中山間地域の振興の観点からも鳥獣被害の軽減は喫緊の課題となっている。

①「地域ぐるみの鳥獣被害対策」の更なる推進

(ア) 自助、共助の取り組み

地域における主体的な鳥獣害対策の取り組みが、地域力再生に寄与すると認識に基づき、PDCA サイクルを意識した地域住民の自助、共助による取組みの強化を図る。

また、各地域の対策を強化していくために、各地域で実施可能な鳥獣被害対策に取り組むよう促し、得られた知見を他地域に共有していく。

(イ) 公助の具体的な取り組み

交付金や補助事業を活用し、地域の農用地を広範囲に連続的に囲む防護柵の導入支援及び設置指導を実施する。

また、地域内に出没する鳥獣種や侵入ルート、鳥獣被害発生要因等を把握し、地図を活用して、地域内の課題を共有し、的確な被害防止計画策定を支援する。さらに、必要に応じてセンサーカメラの増備及び緩衝帯整備、放任果樹の伐採等による集落環境整備に取り組む。

②「新たな鳥獣被害対策」

(ア) ニホンジカについて

農林産物の被害状況は深刻ではないが、近年、生息頭数が増加しているため、捕獲班によるシカの捕獲体制の構築を図るとともに、捕獲事業等を活用し、シカの捕獲圧を高める。また、ニホンジカ用の防護柵の設置を推進する。

(イ) ニホンザルについて

放れザルが市街地に出没し、農業被害や人身被害の発生が懸念されることから追払いや捕獲等の取り組みを推進する。あわせて、家庭菜園を含めた被

害防止対策の普及に努める。

(ウ) ツキノワグマについて

ツキノワグマの目撃情報の共有、遭遇防止対策、出没要因となる誘引物の除去・管理及び周辺環境の整備等の取り組みについて、住民へ啓発活動を推進する。

また、改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟制度の施行に伴い、人の生活圏に出没したクマ対策として、島根県、警察署、捕獲者等の関係機関と連携し、住民の生命又は身体に対する危害を防止するための緊急対応に備える。

(エ) ヌートリア・アライグマ（特定外来種）について

市内全域で生息頭数が増加している。主にヌートリアは水稻や農業施設の破損、アライグマは果樹園や家庭菜園の被害と屋内侵入による生活環境被害が発生しているため、捕獲班による特定外来種の捕獲体制の強化を図り、捕獲圧を高め、被害を抑制する。

③「捕獲の担い手の確保・育成、体制の構築」

地域での有害捕獲活動に貢献してきた捕獲班の高齢化により、組織的かつ効率的な捕獲活動を将来的に維持することが困難となることが懸念されるため、被害を受けている農業者に狩猟免許取得を促進し、農業者との連携による捕獲体制を構築するとともに、補助事業を活用して全地域に長距離無線式捕獲確認システムや捕獲確認アプリ等の ICT 機器を導入し、捕獲班の見回り、捕獲確認作業等の負担軽減に取り組む。

また、担い手を確保するために、捕獲班に対して、第一種銃猟免許取得を促すとともに、地域ぐるみの鳥獣被害対策の一環として、農業者のわな猟免許取得を促進し、捕獲班と農業者の両輪で捕獲の担い手の確保を図る。

さらに、捕獲初心者や経験の浅い者に対しては、経験豊富な浜田市鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）による捕獲技術の指導により、後継者の育成を図る。

ニホンジカについては、捕獲経験が不足している現状を踏まえて、専門研修や捕獲事業等を通じて、実施隊の捕獲技術の向上を図る。

加えて、緊急銃猟制度に対応する上で、ライフル銃所持者が必要となることが想定されるが、実施隊でライフル銃を所持する者が少ない現状がある。そのため、実施隊に射撃技能向上研修等の受講を促し、捕獲を安全に確実に実施することができる高度な技能を有する者として認められた場合には、所持許可の特例的運用に関する通達『事業被害防止を目的とする場合、例外的に10年以上の散弾銃所持歴がなくても所持許可が受けられる措置』に基づき、『浜田市が行う緊急銃猟に従事する必要がある者』として、警察署長に推薦し、捕獲体制の構築を図る。

④「有害捕獲個体の処理に向けた体制整備」

有害捕獲個体の処理については、捕獲者の埋設作業等の負担が懸念されることから、全地域に簡易的集合理設処理施設を整備し、個別埋設から施設への搬入を促進することで、捕獲個体処理の負担軽減を図る。

また、捕獲個体のジビエ利活用は、鳥獣被害対策としての積極的な捕獲の推

進と、地域資源の有効活用による地域振興に繋がることから、イノシシについては、国の「豚熱感染確認地区におけるジビエ利用の手引き」や、島根県の「野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に基づき、島根県による野生鳥獣肉処理責任者講習会を受講した市内のジビエ処理施設への捕獲個体の安定供給を図るため、捕獲から搬入に係る必要経費の一部を支援する。

さらに、ジビエ利活用には、食肉に適した捕獲個体の処理や処理施設に搬入するまでの衛生管理が重要となることから、農林水産省のジビエハンター養成研修等を通じて、捕獲者や解体技術の向上支援を行い、ジビエの品質向上による販路拡大を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>浜田市有害鳥獣捕獲班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県が策定している第13次鳥獣保護管理事業計画及び第2種特定鳥獣管理計画（イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ）を指針とし、有害鳥獣の捕獲を適切かつ効果的に行うため、浜田市有害鳥獣捕獲等実施要領に基づき、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会の協議を経て、浜田市猟友会各支部会員から地域ごとに捕獲班を編成し、浜田市長が任命する。 ・ 捕獲活動については、市内（浜田・金城・旭・弥栄・三隅地域）5班体制とし、組織的かつ、効果的に実施する。 ・ 各捕獲班を統括し、捕獲班との連絡調整に当たるため、各班に班長を配置する。 ・ 令和7年10月1日時点の班員数は171名である。
<p>浜田市鳥獣被害対策実施隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ及びニホンザルに対応するため、浜田市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、捕獲班のうち、対象鳥獣の捕獲に意欲と技量を持ち、市長の依頼に基づき迅速に活動に当たることが見込まれ、かつ各地域捕獲班が推薦する者で市長が実施隊を編成し、委嘱する。 ・ 実施隊は、捕獲班と同様に市内5班体制とし、各地区最大10名の計50名以内とし、地方公務員法（昭和25年法第261号）第3条第3号第3項に規定する特別職員で非常勤とする。 ・ 令和7年10月1日時点の隊員数は、40名である。 ・ 人の生活圏に出没した大型獣の捕獲に対応するために、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第4項第1号ロに規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、実施隊にライフル銃の所持者の確保を図る。

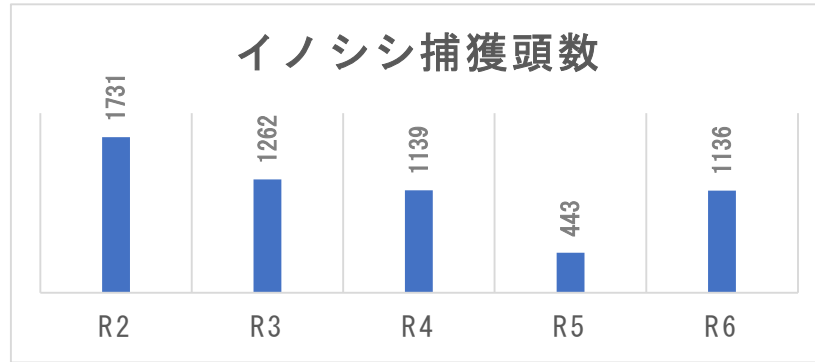
(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～	<ul style="list-style-type: none"> ① イノシシ ② ニホンザル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな捕獲者の担い手確保を図るため、狩猟免許取得に要した経費の一部を助成する。

令和 10 年度	<ul style="list-style-type: none"> ③ ニホンジカ ④ ヌートリア ⑤ アライグマ ⑥ ツキノワグマ ⑦ カラス ⑧ カワウ ⑨ スズメ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣（ツキノワグマを除く）の捕獲にかかる経費の一部を助成する。 ・浜田市猟友会と連携し、捕獲従事者の技能向上に努める。 ・対象鳥獣の効果的な捕獲を実施するため、捕獲班へわなの貸与を行う。 ・ニホンジカ対策として、シカ捕獲体制を強化するとともに、シカに適した侵入防護対策を推進する。 ・特定外来種（ヌートリア及びアライグマ）対策として、更なる生息域拡大を抑制するため、生息域を把握し、効果的な有害捕獲を実施する。 ・ツキノワグマ対策として、地域住民の安心安全な生活を確保するため、島根県策定の『ツキノワグマによる市街地出没時の対応指針』に基づき、関係機関と連携し、被害対策に取り組む。
----------	--	---

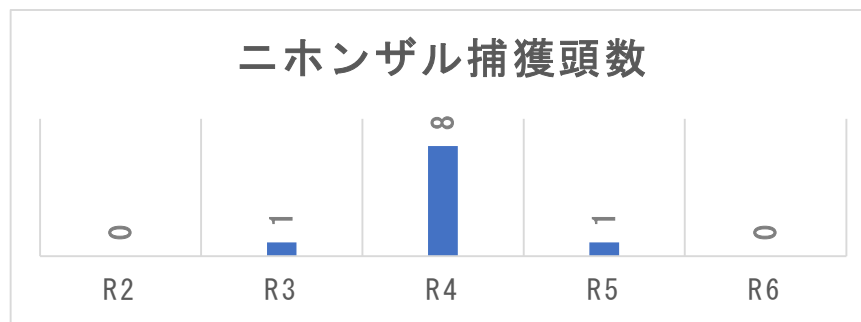
(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>■ 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域において、農林水産物被害及び生活環境の被害に対処するため、被害状況を踏まえて、捕獲班と協議し現場毎に有害鳥獣捕獲実施計画を策定し、銃器又はわなを活用した捕獲を実施する。 ・前計画（令和4～6年度）の捕獲計画数と過去5か年の捕獲実績を参考に、捕獲計画数を設定する。 <p>※但し、ツキノワグマは除く。</p> <p>① イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲頭数の実績は、令和2年度1,731頭で過去最多の捕獲頭数となった。その後、令和3年度は1,262頭、令和4年度は1,139頭、令和5年度は443頭、令和6年度は1,136頭で、前計画期間（令和4～令和6年度まで）の平均捕獲頭数は906頭であり、前々期計画期間（令和元～令和3年度まで）の平均1,348頭を下回り、減少傾向にある。 ・農地周辺に生息する加害成獣に対する捕獲強化を図りつつ、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画における年間目標捕獲頭数（被害防止の捕獲）12,000頭に対して、面積割（690.64km²/6707.79km²）及び過去3年間の捕獲実績により算出し、年間1,050頭の捕獲目標を設定し、狩猟期は除いて、イノシシ生息頭数減少及び農作物被害防止に取り組む。 	



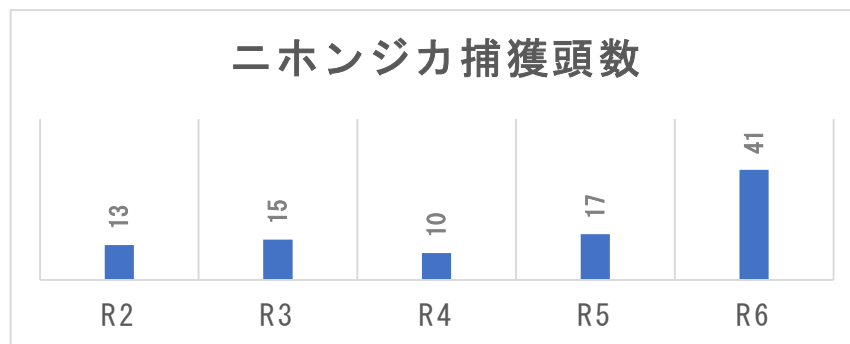
② ニホンザル

- ・市街地で1~4頭程度の放れザルが出没するが警戒心が強く、箱わなでの誘引捕獲は困難を極める中、有害捕獲頭数の実績は、令和4年度は8頭、令和5年度は1頭、令和6年度は0頭であった。
- ・捕獲効率を高めるために、サルに特化した捕獲器を導入して、捕獲体制を強化し、人身被害防止、農作物被害防止のために捕獲を実施する。
- ・有害捕獲期間は通年とし、年間5頭の捕獲目標を設定する。



③ ニホンジカ

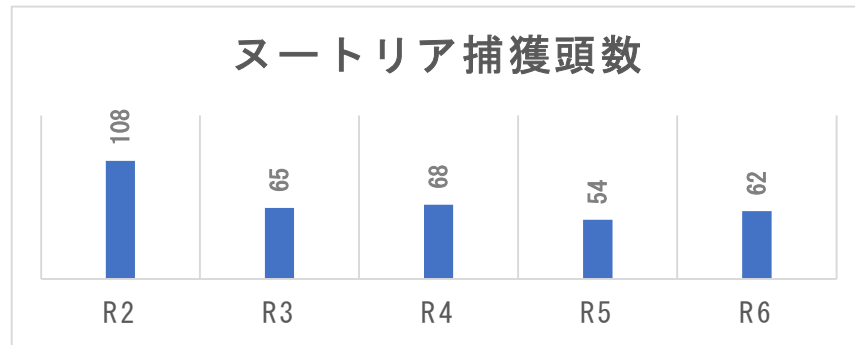
- ・有害捕獲頭数の実績は、前計画期間の令和4年度は10頭、令和5年度は17頭、令和6年度は41頭で平均22.7頭、前々計画期間（令和元~令和3年度）の平均13.7頭と比較して、大幅に増加傾向にある。
- ・今後のニホンジカの分布拡大による農林業被害防止のために、有害捕獲期間は通年とし、年間の捕獲頭数を100頭とする。
- ・令和8年度以降、ニホンジカの生息密度が高い地域で、捕獲事業に取り組む。



④ ニートリア

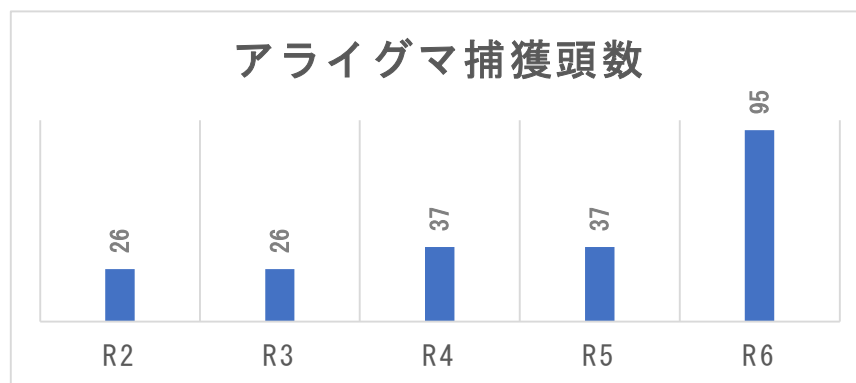
- ・主に箱わなによる有害捕獲を実施している。

- ・捕獲実績は、前計画期間の令和4年度は68頭、令和5年度は54頭、令和6年度は62頭で、前々計画期間（令和元～令和3年度）の平均89.6頭を下回り、減少傾向にあるが、依然として生息頭数は減少していないものと思われる。
- ・水田や畑への侵入経路となる河川や水田畦畔を重点に、捕獲技術を習得した捕獲班による捕獲圧を高める。
- ・過去3年間の捕獲実績の平均値を踏まえて、有害捕獲期間を通年とし、年間の捕獲目標を100頭に設定する。



⑤ アライグマ

- ・有害捕獲頭数の実績としては、前計画期間の令和4年度は37頭、令和5年度は37頭、令和6年度は95頭で、大幅に増加傾向にある。
- ・アライグマの被害は農作物被害だけではなく、家屋侵入による騒音、衛生面の悪化など生活環境にも影響を与える。また、繁殖能力が高く、増加しやすいことから、生息を確認した場合には早期の捕獲対策が必要であり、捕獲技術を習得した捕獲班による捕獲圧を高める。
- ・年間の捕獲目標頭数は、過去3年間の捕獲実績の平均値を踏まえて、有害捕獲期間を通年とし、年間の捕獲目標を100頭に設定する。



⑥ カラス

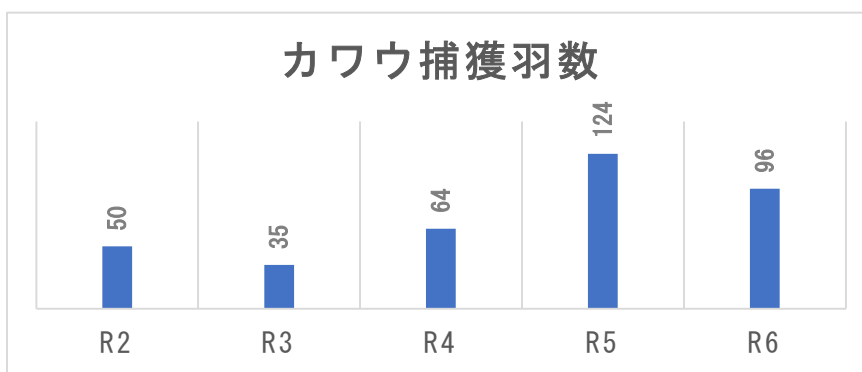
- ・有害捕獲羽数の実績は、前計画期間の令和4年度は15羽、令和5年度は22羽、令和6年度は26羽で平均21羽捕獲されている。
- ・カラスによる被害は、農作物だけでなく、家畜や飼料、さらには生活ごみへの被害も懸念されることから、捕獲の強化を図るため、前計画期間中の捕獲

実績を踏まえて、第一種銃猟免許所持者を中心に有害捕獲期間を通年とし、年間の捕獲目標を 30 羽に設定する。



⑦ カワウ

- ・有害捕獲羽数の実績は、前計画期間中の令和 4 年度は 64 羽、令和 5 年度は 124 羽、令和 6 年度は 96 羽で平均 94.6 羽、前々計画期間（令和元～令和 3 年度）の平均 39 羽と比較し、大幅に増加傾向にある。
- ・過去 3 か年の捕獲実績に基づき、第一種銃猟免許所持者を中心に有害捕獲期間を通年とし、年間の捕獲目標を 100 羽に設定する。
- ・三隅川、八戸川及び周布川の各漁協と捕獲班との連携により、春と秋に一斉駆除を実施する。



⑧ スズメ

- ・これまで捕獲実績はないことから、防鳥ネットやテグスの設置を推進し、農地へ侵入させない対策と必要に応じて農業者による追払いによる被害対策を優先する。
- ・スズメは、稲の害虫を捕食する益鳥でもあることを踏まえて、捕獲計画目標を必要最小数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等			備考
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
イノシシ	1,050	1,050	1,050	交付金対象
ニホンザル	5	5	5	交付金対象
ニホンジカ	100	100	100	交付金対象
ヌートリア	100	100	100	交付金対象
アライグマ	100	100	100	交付金対象

カラス	30	30	30	交付金対象
カワウ	100	100	100	交付金対象

捕獲等の取組内容	
1	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲の対象区域は、浜田市内の人の生活圏とし、主に被害対策を講じている農用地周辺で捕獲を実施する。 ・市内を浜田・金城・旭・弥栄・三隅の5つの地域に区分し、鳥獣生息域や生息頭数、被害状況などの地域特性に応じて、効果的な捕獲に取り組む。 ・イノシシは、狩猟期を除く4月1日から3月31日までの間で、有害捕獲を行う。 ・ニホンジカ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマは、農林作物被害の増加が懸念されるため、年間を通じて有害捕獲を行い、捕獲圧を高める。
2	<p>各対象鳥獣の取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ①イノシシ：水稻、野菜類の播種期～収穫期を重点期間とし、圃場周辺から里山部で銃、箱わな及びくくり罠による有害捕獲を行う。 ②ニホンザル：野菜、果樹の収穫期（春～秋）を重点期間とし、定着した家庭菜園等の付近で箱わな及びサル捕獲用捕獲器による有害捕獲を行う。 ③ニホンジカ：水稻、野菜類の収穫期（春～秋）を重点期間とし、造林地及び里山と人里の周辺で銃、くくり罠等による有害捕獲を行う。 ④ヌートリア：水稻の収穫直前及び冬期を重点期間とし、河川等の水域で中型動物用箱わなによる有害捕獲を行う。 ⑤アライグマ：繁殖期及び活動活発期（春～秋）を重点期間とし、出没地周辺で中型動物用箱わなによる有害捕獲を行う。 ⑥カラス類：銃及び箱わなによる有害捕獲を行う。 ⑦カワウ：アユ稚魚の放流期を重点期間とし、周布川、八戸川、三隅川流域で、生息場所の調査を実施し、営巣地の除去や追払いを実施した上で、銃による有害捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>農林業被害防止のため、里山や造林地におけるイノシシやシカ等の銃猟による捕獲を強化する必要がある。捕獲者の安全を確保しつつ高い命中精度での確な捕獲を行うためには、長距離射撃に適したライフル銃が必要であることから、実施隊のライフル銃所持者の増員を図る。</p> <p>また、ライフル銃は、安全条件判断の難易度が高いため、平時から年2回以上の標的射撃技能研修で射撃精度の向上を図るとともに、銃器の取り扱いに関する安全講習会を通じ、跳弾リスク管理やバックストップ確認の判断、暴発事故防止等の安全管理に努める。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
------	------

—	—
---	---

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア アライグマ ツキノワグマ	設置予定場所に出没する野生鳥獣に応じて ワイヤーメッシュ柵 10,000m 電気柵 5,000m 複合柵 5,000m 総延長 20,000m	設置予定場所に出没する野生鳥獣に応じて ワイヤーメッシュ柵 10,000m 電気柵 5,000m 複合柵 5,000m 総延長 20,000m	設置予定場所に出没する野生鳥獣に応じて ワイヤーメッシュ柵 10,000m 電気柵 5,000m 複合柵 5,000m 総延長 20,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア アライグマ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の農業者ではなく地域ぐるみで鳥獣対策に取り組む団体等を「鳥獣被害防止モデル集落」として認定する。鳥根県中山間地域研究センターが策定したイノシシ対策防護柵設置マニュアル等に基づき、鳥獣の侵入防止対策として、連続的、広域的、面的な防護柵の設置を推進する。 ・「鳥獣被害防止モデル集落」に対して、防護柵の適切な維持管理に関する啓発・指導を行う。 ・年に1回、被害対策の取組状況について、振り返りの聞き取り調査を行い、次年度の被害対策の計画立案（PDCA）を支援する。 ・ニホンザル等に対する出没対策に動物駆逐用煙火による追払いが有効であるため、講習会の受講を促し、従事者を増やす。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

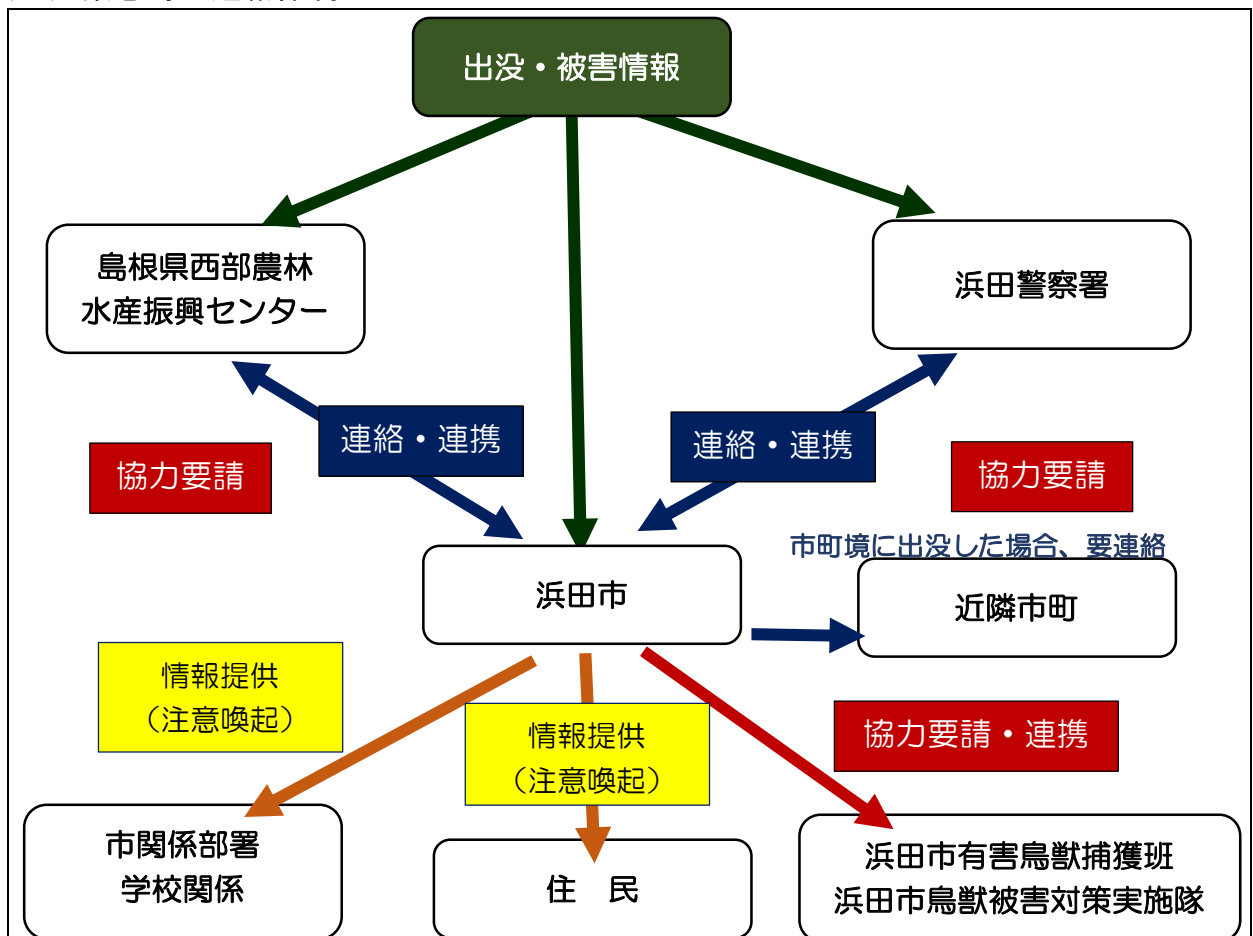
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア アライグマ ツキノワグマ カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の誘因となる放任果樹、収穫できない農作物、生ごみの放置等への対策として、地域住民を対象に研修会を開催し、鳥獣被害対策の基本について、指導、啓発を行う。 ・地域ぐるみの鳥獣害対策推進のため、共助による放任果樹や野菜クズの除去、耕作放棄地、藪、竹林の解消等の生息環境管理に向けた研修会を開催する。また、地域ぐるみで獣害対策の取組みにかかる活動経費の一部を支援する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市の鳥獣被害防止計画に基づく事業実施に対し、指導、助言を行う。 ・ ツキノワグマの被害対策は、関係機関と連携して迅速かつ的確な対応を行う。
浜田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による出没、被害状況の確認及び住民への注意喚起並びに関係機関への情報共有を行う。 ・ 被害防止対策を実施し、必要に応じて捕獲許可に係る事務を遂行する。 ・ 住民に対し鳥獣の生態に応じた被害対策について指導、啓発することで、農業者が実践する被害対策を支援する。 ・ ツキノワグマ及びニホンザルに関しては実施隊、それ以外の鳥獣については捕獲班と連携し、有害捕獲を行う。
浜田警察署	住民の生命・身体の保護、避難誘導、通行規制等を行う。
浜田市有害鳥獣捕獲班	市による出没・被害状況調査に基づく捕獲要請、又は地域住民からの直接の捕獲依頼による有害捕獲活動を行う。
浜田市鳥獣被害対策実施隊	人的被害の恐れがあるツキノワグマ及びニホンザルの被害対策を実施する。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した野生鳥獣は、捕獲者自身で環境に配慮し適切に焼却、埋却処理又は自家消費により処理を行う。
- ・簡易的集合理設処理施設の活用を促進する。
- ・利用に適したイノシシとニホンジカは、国の「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」や、島根県の「野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に基づき、島根県による野生鳥獣肉処理責任者講習会を受講した市内のジビエ処理施設に搬入してジビエとし利活用を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉の生産・販売体制づくりを検討する。
ペットフード	ペットフードの生産・販売体制づくりを検討する。
皮革	残渣の利活用の一環として、皮革の生産・販売体制づくりを検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	動物園等のと体給餌用として供給できる体制づくりを検討する。

(2) 処理加工施設の取組

- ・捕獲個体の食肉利用に向け、市内のジビエ処理施設において捕獲個体の受入れ体制、ジビエハンターや解体技術者の養成について、関連施設と協議を進める。
 - ・捕獲個体の引き取り体制が整い次第、ジビエ用の個体搬入数の増加を図る。
- 《年間処理目標》
- | | | | | |
|--------|------|-----|-------|----|
| 令和8年度 | イノシシ | 5頭 | ニホンジカ | 5頭 |
| 令和9年度 | イノシシ | 10頭 | ニホンジカ | 5頭 |
| 令和10年度 | イノシシ | 20頭 | ニホンジカ | 5頭 |

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

厚生労働省策定「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」や食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理による処理や解体技術の習得、ジビエ利活用体制の構築及び経営ノウハウの習得を図る研修等への支援を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
島根県農業協同組合いわみ中央地区本部	市内の営農（技術）指導及び有害鳥獣被害対策手法に関する情報提供を行う。

島根県農業共済組合浜田事務所	農作物被害及び有害鳥獣被害対策手法に関する情報提供を行う。
石央森林組合	林業被害及び有害鳥獣被害対策手法に関する情報提供を行う。
被害地区地域代表者	各地域の有害鳥獣の出没及び被害発生並びに被害対策の取り組みにかかる情報提供を行う
鳥獣加工処理団体	有害鳥獣のジビエ利活用に関する情報提供を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣保護区の管理、鳥獣に関する各種の調査など鳥獣保護管理に関する情報提供を行う。
浜田市有害鳥獣捕獲班 浜田市猟友会	有害鳥獣の生息状況及び有害鳥獣捕獲に関する情報提供を行う。
浜田市農林振興課 及び各支所産業建設課	協議会事務局を担当し、主に補助事業の実施・組織運営・構成機関との連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室	浜田市の有害鳥獣被害防止対策の計画・実施にかかるアドバイザーとして、有害鳥獣捕獲に関する生息状況、関係法令等、被害対策の情報提供及び技術的な指導を行う。
島根県西部農林水産振興センター	浜田市の有害鳥獣被害防止対策の計画・実施にかかるアドバイザーとして、有害鳥獣捕獲に関する生息状況、被害対策の情報提供及び技術的な指導を行う。 ツキノワグマ被害防止対策は、関係機関と連携して取り組む。
島根県中山間地域研究センター	浜田市の有害鳥獣被害防止対策の計画・実施にかかるアドバイザーとして、有害鳥獣捕獲に関する生息状況、被害対策の情報提供及び技術的な指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、実施隊を設置する。 ・ 実施隊は、各地域の捕獲班（浜田、金城、旭、弥栄、三隅）に所属しており、第一種銃猟免許とわな猟免許の両方を所持する者で編成する。 ・ 隊員の選出は、捕獲意欲と技量を持ち、市長の依頼による迅速な対応ができる者、かつ各地域の捕獲班からの推薦を受けた者について、地方公務員法（昭和25年法第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職員で非常勤として市長が委嘱する。 ・ 実施隊員の職務は、主にツキノワグマやニホンザルによる人身・農作物被害発生又は被害発生の恐れがある場合の緊急対応、総合的な鳥獣被害対策（防護柵
--

の設置指導、集落環境整備、有害捕獲活動)を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・鳥獣害対策の基本である「侵入防止対策」「集落環境整備」「有害捕獲」の3本柱を地域全体で推進することを重点施策として掲げる。
- ・地域ぐるみで鳥獣害対策に取り組む地域や団体等に対しては、集落点検を実施し、その情報を可視化した上で、地域に適した鳥獣被害対策の計画策定、実施について合意形成を図る取り組みを推進する。この取り組みの推進に当たっては、島根県西部農林水産振興センターの支援を受け、市が指導及び助言を行う体制を構築する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・近隣市町と鳥獣害対策に関する情報共有を図り、広域連携体制を構築する。
- ・集落等の被害防止意識の高揚を図り、住民の自主的な取り組みを育むことで、鳥獣被害に強い集落づくりを推進する。
- ・新規に狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲を始める初心者を対象にわな猟の講習会を開催し、捕獲技術に関する知識の普及と人材育成を図る。